

豚熱予防的ワクチン接種プログラム

都道府県名

〇〇県

① 接種命令の対象区域の範囲及び範囲の考え方					
接種命令の対象区域		〇〇県〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)			
範囲の考え方		例:県内において、豚コレラに感染した野生イノシシが確認された△△町を中心とし、野生イノシシの生息状況、行動範囲及び山林等の地理的要因を踏まえ、〇〇市、△△町、□□町(〇〇地域、〇〇地域に限る)を接種区域に設定する。 なお、接種地域と非接種地域は、〇〇川、国道〇号線及びJR〇〇線により明確に隔てられている。 (注:当該地域の飼養衛生管理基準の遵守の状況を記載し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底が図られていることが明らかになるように記載する必要(指針第3-3の2(2)参照)) ※陽性イノシシ・農場プロット地図の参考添付			
② 接種開始及び初回接種終了予定時期					
接種開始予定時期		令和元年10月下旬			
初回接種終了予定時期		令和元年11月下旬			
③ 接種対象頭数及び必要となるワクチン数量の見込み					
接種対象頭数(初回)		70戸 4,000頭 (各県は生産者の情報を元に必要量の見積を作成) (接種に必要なワクチン数量〇本)			
ワクチン数量見込み	月	戸数	接種対象頭数をカバーするワクチン数		備考
	10月	70戸	4,000頭	〇本	初回接種
	11月	60戸	200頭	〇本	
	12月	60戸	200頭	〇本	
	1月	60戸	200頭	〇本	
	2月	60戸	200頭	〇本	
	3月	60戸	200頭	〇本	
	4月	70戸	700頭	〇本	令和2年4月以降のワクチン数は参考数値
	5月	60戸	200頭	〇本	
	6月	60戸	200頭	〇本	
7月	60戸	200頭	〇本		
8月	60戸	200頭	〇本		
	9月	60戸	200頭	〇本	
④ 対象区域内における農場の接種の進め方(家畜防疫員の確保及び認定民間獣医師の活用を含む。)					
対象区域内に豚飼養農場は、〇戸(養豚〇戸、愛がん〇戸…)所在しており、全農場計〇戸について接種する。農場でワクチン接種を行う防疫員は、県内の防疫員〇名のほか、県外の家畜防疫員〇名の派遣(〇年〇月～〇年〇月)要請により確保予定。 <u>知事認定獣医師は、個人〇名及び組織〇団体(所属獣医師〇名)を認定し、農場〇戸の接種を担当(詳細は別紙様式1-2)。</u> 接種は、1農場につき1班(獣医師〇名、補助〇名)で行ない、 <u>原則として同日に複数農場を巡回しない。</u>					
⑤ 法第7条に基づく接種後の標識の方法					
ワクチン接種豚については、接種豚の接種状況を正確に記録し、出荷の際には、スプレーで背部に「V」を赤又はピンク(蛍光色)のスプレーでマーキングし、接種豚であることが明確に判別できるようにする。					
⑥ 接種農場の出荷先となると畜場					
県内		〇〇県 〇〇食肉センター			
県外	接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター 〇〇府 〇〇食肉センター			
	非接種地域	〇〇県 〇〇食肉センター			
※県内のと畜場は全て接種区域内からの搬入。					

(注) 事前に交差汚染防止対策等の実施状況等及び出荷先の出荷の同意について確認が必要

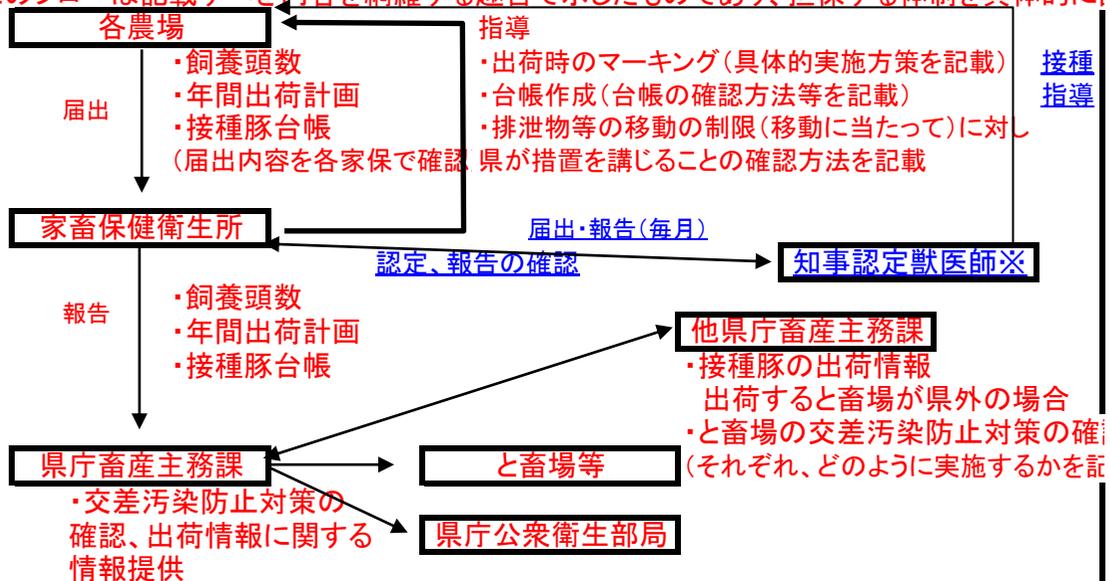
⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

(記載例:できるだけ具体的に記載のこと)

市町、JA等の関係機関に対し、各農場のワクチン接種開始時期について周知する。接種豚の出荷開始に際しては、プレスリリースを行って広く県民に周知するとともに、豚コレラワクチン接種による人体への影響が無いことを県のwebサイトを使った広報に努める。また、生産者や獣医師に対し、説明会を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について改めて説明するとともに、接種後に必要となる措置について十分理解いただく。知事認定獣医師に対しては、ワクチン接種に必要な技術的及び事務的な事項について、講習会の開催等を通じて周知する。

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

(このフローは記載すべき内容を網羅する趣旨で示したものであり、担保する体制を具体的に示す)



(注:このフロー図によらず、遵守事項の実施を担保する体制及び実際に措置の内容を記載すること)

※知事認定獣医師による適切な接種が行われない場合には、法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員による接種を行う。

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

・ワクチンの免疫付与状況確認検査の実施

ワクチンを接種した全農場については64か月に1回、抽出によりワクチンの有効性を確認するための抗体検査を実施する。材料については、ワクチン接種後少なくとも62週間経過していることを確認し、豚舎あたり545頭(545頭に満たない場合は全頭)を採材し、抗体検査を実施する。なお、当該検査において、ワクチン接種した豚の抗体価の上昇が確認されなかった場合、当該豚が使用されていた豚舎の全頭について追加ワクチンを接種する(当該検査で抗体陽性を確認した豚をが除く)。

・ワクチン保管及び使用資材の廃棄について

ワクチンは接種を担当する家畜保健衛生所又は知事認定獣医師の〇〇において、県庁畜産課から配分された数量について適切に冷蔵保存を行う。家畜防疫員は、ワクチン接種に使用した資材及びワクチンの瓶をについては、全て家畜保健衛生所に持ち帰り、また、知事認定獣医師は使用したワクチンの瓶を毎月家畜保健衛生所に返却し、焼却等適切な処理を実施。また、開封済みワクチンについても、同様に処理。使用ワクチン数量及びワクチン接種農場の戸数を2か月ごとに取りまとめ、動物衛生課に報告する。

- ・生産者から徴収する手数料の額
- ・必要となる資材(注射器等)の確保 等

農場番号	種別	農場の名称	所在地	接種獣医師(家畜防疫員又は知事認定獣医師)の氏名又は名称	初回接種後の1か月ごとの接種対象頭数	1か月ごとの必要なワクチン数量	豚の出荷先	交差汚染防止対策	死体処分	排泄物等	豚の導入元	飼料販売業者	循環型資源利用	管理獣医師	その他の出入者	備考
1	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇家保			××市場	令和元年12月7日確認済	〇〇化学(接種開始後は〇〇県の▲▲化学)	下水処理	〇〇県▲▲農場	自社回収	あり(肉類を含まない)	なし	なし	
2	農場	〇〇畜産	〇〇市	〇〇家保			他県(〇〇食肉センター)		〇〇化学(接種開始後は〇〇県の▲▲化学)	下水処理	〇〇(株)	自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	あり	なし	
3	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇家保			××市場	令和元年12月7日確認済	〇〇化学(接種開始後は〇〇県の▲▲化学)	下水処理	〇〇県(自家農場)	▲▲商店(〇〇県)、自社回収	あり(加熱処理済みを購入)	なし	なし	
4	農場	▲▲養豚場	〇〇市	〇〇共済			××市場	令和元年12月7日確認済	〇〇化学(接種開始後は〇〇県の▲▲化学)	下水処理	〇〇県	自社回収	あり(農場で加熱処理)	なし	なし	
5	農場	〇〇養豚場	〇〇市	〇〇クリニック			××市場	令和元年12月7日確認済	廃棄物処分(区域内)	農場内で堆肥化(校内農場で利用・近隣府民に販売)	なし(自家繁殖)	自社回収	あり(肉類を含まない)	あり(知事認定接種獣医師と異なる)	なし	
6	農場	▲▲養豚場	〇〇市	山田 一郎			××市場	令和元年12月7日確認済	〇〇化学(接種開始後は〇〇県の▲▲化学)	尿は下水処理・糞は農場内で堆肥化(府内農業者へ販売)	なし(自家繁殖)	〇〇株式会社、自社回収	あり(農場で加熱処理)	あり(知事認定接種獣医師と同一)	なし	
7	実験動物	〇〇センター	〇〇町	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)、下水	〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし	
8	実験動物	〇〇付属実験施設	〇〇市	山田 太郎			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	〇〇県、〇〇県	〇〇飼料(▲▲県)	なし	なし	なし	
9	教育	〇〇学校	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	
10	教育	〇〇専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	移動予定あり(〇〇県内)
11	教育	〇〇専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし		動物霊園	堆肥化し、施設内で利用	定期導入なし			なし	なし	
12	教育	〇〇専門学校	〇〇市	〇〇家保			なし		動物霊園	堆肥化し、施設内で利用	定期導入なし			なし	なし	
13	教育	〇〇園	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	
14	展示	★★牧場	〇〇町	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし	なし	
15	展示	★★動物園	〇〇市	〇〇動物園〇〇課			なし		市営動物炉	廃棄物処分(区域内)	定期導入なし			なし	なし	
16	展示	★★動物村	〇〇市	〇〇家保			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし	なし	
17	展示	★★動物園	〇〇町	〇〇動物園〇〇課			なし		廃棄物処分(区域内)	堆肥化	定期導入なし			なし	なし	
18	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-				〇〇商店				いのしし
19	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇クリニック			-	-				ホームセンター				ミニブタ
20	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 花子			-	-								
21	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-								
22	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	山田 一子			-	-								
23	ペット	〇〇 〇〇	〇〇市	〇〇家保			-	-								

**豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第3－3の5(1)
に基づく事前届出書**

提出年月日:

農場名			
農場住所			
飼養者氏名			
飼養状況 (令和元年 ○月○日現 在)	飼養頭数	0 頭	繁殖雌豚 0 頭 繁殖候補豚 0 頭 種雄豚 0 頭 肥育豚 0 頭 子豚 0 頭 その他 0 頭
ワクチン接種時の留意点 接種プログラム 標識の手法			
移動の管理(注:このうち、当該農場で管理が必要となる物品について、記載)			
① 生きた豚 移動計画: 移動先(○○農場 頭(接種地域内) 頭/年) と畜場出荷: ○○と畜場(接種地域内、外) 出荷見込み頭数 頭/年 * 接種地域外の場合は県畜産課を通じて、出荷先のと畜場が所在する 道府県に対し 交差汚染防止実施の確認を要請し、確認を受ける。			
② 当該農場で採取された精液及び受精卵 販売計画 精液 本、受精卵 個(接種地域内)			
③ 豚等の死体 搬入先: ○○化製場(接種地域内、接種地域外)			
④ 豚等の排泄物の処理 処理方法() 移動先: (完熟堆肥処理後は除く)			
⑤ 敷料の処理 処理方法() 移動先: (完熟堆肥処理後は除く)			
⑥ 飼料、家畜飼養器具等の処理 処理方法()			
その他遵守事項			
確認家畜防疫員: 氏名			

豚熱予防的ワクチン接種プログラム 農場シート(イメージ)

農場名		豚舎数	
住所		利用と畜場	
所有者氏名			
関連農場			

その他の事項	
知事認定獣医師の氏名又は名称	

接種スケジュール

接種予定日	区分	接種頭数	接種内訳					
			繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	その他
○月○日	初回	0						
○月○日	追加	0						
○月○日	追加	0						
○月○日	6か月	0						

接種する家畜防疫員の人数		知事認定獣医師の人数(団体の場合、当該農場を担当する人数)	備考
県内 確保分	県外 依頼分		

免疫付与状況確認検査スケジュール

検査予定日	採材頭数	検査内訳					備考
		繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象外)	
○月○日							○豚舎採材
○月○日							
○月○日							
○月○日							

※と畜場への出荷計画については、別添参照

免疫付与状況確認検査報告

都道府県名：

検査年月	検査戸数	追加接種 農家戸数	抗体検査結果※								
			繁殖豚			肥育豚			その他		
			検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!

※繁殖豚は、繁殖雌豚、種雄豚、繁殖素豚を指す。

※肥育豚は、ワクチン接種対象豚のうち、肥育豚、肥育素豚を指す。

※その他は、ワクチン接種対象豚のうち、愛がん、展示動物等を指す。

免疫付与状況確認検査報告

都道府県名： ○○県

検査年月	検査戸数	追加接種 農家戸数	抗体検査結果※								
			繁殖豚			肥育豚			その他		
			検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率	検査頭数	陽性頭数	陽性率
2021/m	7	0	0	0	#DIV/0!	120	119	99.17%			#DIV/0!
2021/m	13	1	110	95	86.36%	200	200	100%			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!
					#DIV/0!			#DIV/0!			#DIV/0!

※繁殖豚は、繁殖雌豚、種雄豚、繁殖素豚を指す。

※肥育豚は、ワクチン接種対象豚のうち、肥育豚、肥育素豚を指す。

※その他は、ワクチン接種対象豚のうち、愛がん、展示動物等を指す。

ワクチン接種実績報告（農家ごと、1か月ごとに記載）

知事認定獣医師 氏名又は名称：

接種年月	農場の名称	知事認定獣医師	ワクチンの使用実績（本数）												使用計画（本数）				ワクチン接種の詳細				
			所有数（前月繰越）		納入数		払出数		接種数		家保への返却数		残数		翌月（必要数）		翌々月（必要数）		接種戸数	接種頭数内訳（頭数）			
			20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ		繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他
○年1月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年2月	□□養豚場	知事認定獣医師																1					
○年1月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年2月	□□畜産	知事認定獣医師																1					
○年1月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
○年2月	○○養豚場	知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					
		知事認定獣医師																1					

異常豚の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1. 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2. 届出者

氏 名： (職 業：)

住 所： (電話番号：)

3. 異常豚の所在

住 所： (電話番号：)

所有者氏名：

4. 届出事項

(畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)

飼 養 頭 数：

うち異常頭数：

5. おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

6. 既に講じた措置：

7. その他関連事項（疫学情報等）：

8. 届出者への指示事項：

9. 届出受理者氏名：

10. 処置

(1) 通報（時間）

所長： 都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名： 出発時間：

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

1. 現地調査 日時： 年 月 日 時 分

2. 豚等の所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：

3. 農場従業員数及び農場管理責任者名：

4. 家畜種及び飼養形態：

5. 飼養頭数：

6. 病畜頭数：

7. 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：

8. 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：

9. 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：

10. 過去28日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：

11. 過去28日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
 (1) 人（獣医師、人工授精師）：
 (2) 車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：

12. 堆肥の出荷先：

13. 精液及び受精卵の出荷先：

14. その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 km、10km）、周辺農場の豚等の様子等）：

(別記様式7)

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

依頼機関代表者・氏名

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

1. 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
2. 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
3. 鑑定目的
豚熱の診断
4. 発生状況
別添のとおり（別記様式4を添付）
※直接記入でも構いません
5. 連絡先
6. その他特記事項

プレスリリース

令和 年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

豚熱の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「豚熱」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇豚（いのしし） 飼養頭数 〇〇頭

2. 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（PCR 検査、蛍光抗体法）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3) 同研究部門による遺伝子解析の結果、豚コレラウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚熱の（疑似）患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公

表)に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等は、豚熱の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

1. と殺を行う場所
2. と殺の方法
3. その他

(備考)

1. この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
2. この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
3. この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の豚等については、次の豚熱の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された豚熱

記

1. 禁止又は制限の対象外となる豚等：精液及び受精卵等／死体／排せつ物／敷料、飼料及び家畜飼養器具
その他（ ）
2. 豚等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 豚等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

(留意事項)

対象豚等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(別記様式 11)

受 領 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の豚熱予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 豚熱予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

(別記様式12)

豚熱予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた豚熱予防液の使用について、
下記のとおり報告いたします。

記

1. 受領数量

型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

2. 使用数量

型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

3. 残数量

型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

うち処分数量

型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

処分理由：

4. 返還数量

型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

5. 注射実施状況

実施市町村名	実施時期 月 日 ～ 月 日	注射頭数		備考（注射反応、 個体識別番号等）
		家畜の種類	頭数	
		豚 いのしし 計		
////////////////////////////////////				
累 計	月 日 ～ 月 日	豚 いのしし 計		

- ※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。
- ※ 豚熱予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。